

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 28 年 7 月 1 日

【会社名】 日本電設工業株式会社

【英訳名】 NIPPON DENSETSU KOGYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 土屋 忠巳

【本店の所在の場所】 東京都台東区池之端一丁目 2 番 23 号

【電話番号】 東京 3 8 2 2 局 8 8 1 1 番(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 加藤 大蔵

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区池之端一丁目 2 番 23 号

【電話番号】 東京 3 8 2 2 局 8 8 1 1 番(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 加藤 大蔵

【縦覧に供する場所】 日本電設工業株式会社 横浜支店
(横浜市神奈川区鶴屋町三丁目 32 番 13 号)
日本電設工業株式会社 東関東支店
(千葉県稲毛区黒砂台三丁目 1 番 1 号)
日本電設工業株式会社 北関東支店
(さいたま市北区吉野町一丁目 399 番地 5 号)
日本電設工業株式会社 中部支店
(名古屋市中村区本陣通り二丁目 29 番地)
日本電設工業株式会社 大阪支店
(大阪市淀川区三国本町二丁目 1 番 3 号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成 28 年 6 月 24 日開催の当社第 74 期定時株主総会において、決議事項が決議されたので、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成 28 年 6 月 24 日

(2) 当該決議事項の内容

第 1 号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社普通株式 1 株につき金 25 円

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 5,400,000,000 円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,400,000,000 円

第 2 号議案 定款一部変更の件

(1) 当社は今後の事業内容の多角化に対応するため、現行定款第 2 条の事業目的を追加する。

(2) コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値を向上させることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行する。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、経営の効率性を高め、権限委譲による迅速な意思決定を可能にするための取締役への権限委任に関する規定の新設その他の所要の変更をする。

第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6 名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、江川健太郎氏、土屋忠巳氏、田中 均氏、楠重範氏、金子康郎氏及び山本康裕氏を選任する。

第 4 号議案 監査等委員である取締役 4 名選任の件

監査等委員である取締役として、雨宮 募氏、東 聖高氏、生田康介氏及び中村知久氏を選任する。

第 5 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を「年額 3 億円以内」とする。

各取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等の決定は取締役会の決議に一任する。

第 6 号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を「年額 9,600 万円以内」とする。

各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等の決定は監査等委員である取締役の協議に一任する。

第 7 号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈及び取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う

打切り支給の件

本総会終結の時をもって退任する監査役雨宮 募氏、東 聖高氏、生田康介氏及び中村知久氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。

また、役員退職慰労金制度廃止に伴い、取締役江川健太郎氏、土屋忠巳氏、田中 均氏、楠重範氏、金子康郎氏及び山本康裕氏に対し、それぞれの取締役就任の時から本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社における一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	533,192	659	0	(注) 1	可決 (99.88%)
第2号議案	533,512	339	0	(注) 2	可決 (99.94%)
第3号議案				(注) 3	
江川 健太郎	525,714	8,136	0		可決 (98.48%)
土屋 忠巳	531,368	2,483	0		可決 (99.53%)
田中 均	531,360	2,491	0		可決 (99.53%)
楠 重範	531,559	2,292	0		可決 (99.57%)
金子 康郎	531,598	2,253	0		可決 (99.58%)
山本 康裕	492,187	41,663	0		可決 (92.20%)
第4号議案				(注) 3	
雨宮 募	528,814	5,037	0		可決 (99.06%)
東 聖高	477,782	56,069	0		可決 (89.50%)
生田 康介	525,068	8,782	0		可決 (98.35%)
中村 知久	429,737	104,113	0		可決 (80.50%)
第5号議案	533,543	308	0	(注) 1	可決 (99.94%)
第6号議案	533,573	278	0	(注) 1	可決 (99.95%)
第7号議案	436,050	97,771	0	(注) 1	可決 (81.68%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成である。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成である。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成である。
4. 賛成の割合の計算方法は、本総会に出席した株主（本総会前日までの事前行使分及び当日出席）の議決権の数のうち、賛成の確認ができた議決権の数の割合である。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の各議案の賛成の確認ができた議決権の数の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立した。このため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算していない。